

# 欧米各国の緊急雇用対策

## ——100年に一度の危機にどう対応したか——

村田 弘美 リクルート ワークス研究所・主任研究員

100年に一度の危機といわれる2008年末からの経済不況。急激かつ大幅な景気後退の中、欧米諸国ではどのような雇用政策をとっているのか。また、どの対応が効果を発揮しているのだろうか。現段階では雇用回復の兆しや即効性は見えていないが、本レポートでは、2008年後半から1年間の米国、英国、フランス、ドイツの緊急雇用対策の中から積極的労働施策の特徴を中心に、最後に欧州全体の傾向を紹介する。

**キーワード：** 雇用政策、積極的労働施策、米国、英国、フランス

目次

- I. はじめに
- II. 緊急雇用対策における積極的労働施策の特徴
  - II-1. 米国の事例
  - II-2. 英国の事例
  - II-3. フランスの事例
  - II-4. 欧州の取り組み
- III. 考察
- IV. おわりに

### I. はじめに

2008年のリーマン・ショック、さらに2009年のドバイショック。「100年に一度の危機」といわれる経済不況。終戦以来の危機と感ずる人も多く、バブル崩壊を経験した日本においても深刻化し、政権交代をもたらす一因となった。日米欧においても景気回復の遅れが反映し、雇用情勢は依然として厳しい状況に置かれている。労働力調査によると、2009年12月の完全失業率（季節調整値）は5.1%と前月に比べ0.1ポイントと2カ月ぶりに改善したが、同時に発表した09年の年間平均は5.1%と、世界的不況の影響で過去3番目に悪い水準となり、前年比の上昇幅は1.1ポイントと過去最大であった。また、12月の有効求人倍率は、

前月比0.01ポイント上昇の0.46倍と4カ月連続で改善したが、09年の年間平均は0.47倍と前年比0.41ポイント悪化し、1999年の0.48倍を下回る過去最悪を更新し、予断を許さない状況にある。

日本政府は、前政権から引き続き「緊急雇用対策」に大規模な予算を投入し、雇用調整助成金の支給など雇用維持を中心とした施策をとっているが、焼け石に水である。鳩山首相は2010年1月1日に“公設派遣村”を訪問し、失業者に対して「ハローワークに行っても仕事が見つからないのですか」と質問したが、俗世間とは浮世離れした長の下では、回復に時間を要するかも知れない。

同月27日、米国のオバマ大統領は政権2年目の政策を示す一般教書演説を行ったが、演説の大部分は雇用対策に費やされ、雇用対策を10年の最優先課題として雇用創出に全力を挙げる考え方を示している。2009年に打ち出した政策のうち1年間で成功したのは半分程度であったこと、経済危機が2008年末の予想より深刻化したことから失業率を10%以下に抑えることができなかったとしている。(Brad DeLong2010<sup>1</sup>)

先進諸国では雇用情勢の悪化が続いており、OECD加盟30カ国の2009年平均失業率は8.3%と1988年の統計公表開始以来、過去最悪の結果となった(図表1)。

図表1 OECD加盟国・地域の失業率

(単位：%)

	2008年	2009年
米国	5.8	9.3
ユーロ圏	7.6	9.4
日本	4.0	5.1
OECD加盟国平均	6.1	8.3

出所：OECD

雇用情勢が冷え込む中で、欧米諸国はどのような政策を打ち出しているのだろうか。2008年からの経済危機は未だ渦中にあるが、主要国の緊急雇用対策の骨格が明らかになってきた。施策は計画段階や、実行途中のものもあり、雇用回復の兆候や即効性など、その効果は見えていない。極めて表層的で緩い内容はあるが、国による政策の方向性や違い、日本でも参考にできるプログラムはあるのか、先進主要国がとった施策について、緊急的にまとめた。以下にその特徴を述べる。

## II. 緊急雇用対策における積極的労働施策の特徴

### II-1. 米国の事例

米国は、2009年2月に最大規模の7,870億ドルを投じた景気対策法<sup>2</sup>を成立させ、2010年末までに約350万人の雇用保護・雇用創出を目標に掲げた(図表2)。“国を再生させる”という大規模な計画を実行するためには、税金の無駄、非効率、不要な支出をなくすことが重要と、Recovery.comを開設し、ウェブサイトで情報公開し、国民が監視できるようにした(図表3)。次いで、同年6月、景気対策法の実行を加速させる「ロードマップ・トゥ・リカバリー」計画を発表した。計画には、若年者向け夏季雇用を12万5,000人分創出、空港98カ所と高速道路1,500本以上の修復・整備、教職員13万5,000人と警官5,000人の雇用保障、退役軍人医療センター、軍事基地、国立公園の設備改良、医療機関のサービス拡充といったプロジェクトが含まれる(図表4)。

図表2 米国の景気対策法予算額

(単位：億ドル)

分野	歳出額
減税*	2,888
州政府および地方自治体への財政支援**	1,440
インフラおよび科学	1,111
弱者の保護	810
医療	590
教育および訓練	530
エネルギー	430
その他	80

\* 減税：インフラおよび科学への150億ドル、弱者の保護に610億ドル、教育および訓練に250億ドル、エネルギーへの220億ドルが含まれる。従って各分野の支出総額はインフラおよび科学が1,261億ドル、弱者の保護が1,420億ドル、教育および訓練が780億ドル、エネルギーが650億ドルとなる

\*\* 州政府および地方自治体への財政支援：州政府や地方自治体による医療や教育制度の予算削減および増税を防ぐため

出所：Recovery.gov

図表3 米政府によるRecovery.com



出所：Recovery.gov

図表4 2010年第4四半期までの雇用創出効果

(単位：人)

業種	雇用創出者数
建設	678,000
小売	604,000
娯楽・ホスピタリティ	499,000
製造	408,000
専門・企業向けサービス	345,000
政府	244,000
教育・医療	240,000
金融	214,000
卸売	158,000
その他サービス	99,000
運輸・倉庫	98,000
情報	50,000
鉱業	26,000
公益事業	11,000
合計	3,675,000

出所：米大統領経済諮問委員会“The Job Impact of the American Recovery and Reinvestment Plan”より作成

この計画により 100 日間で 60 万人以上の雇用を創出・維持する狙いだ。同年 9 月、米大統領経済諮問委員会（CEA）は、景気対策の経済および雇用効果に関する中間報告を発表した。報告では、対策を実施しなかった場合と比べると、8 月までに約 60 万～110 万人の雇用が創出または維持されたという試算を示した。緊急雇用対策により 4-6 月期の実質 GDP は景気対策がなかった場合と比べ、約 2.3%押し上げられたという<sup>3</sup>。

さらに、国の再生計画の主な施策として、「グリーンカラージョブ」と称する環境関連の雇用をはじめ、公共事業の中でも、エネルギー、インフラ、教育、医療、住宅、科学・技術など将来につながる分野に特化して集中的な支援を行っている。

職業訓練においても、医療や環境など高成長が見込める業種に絞り込んだ職業訓練や、若年者向けの雇用創出機会として、サマーユースエンプロイメントを実施した。企業の協力を仰ぎ、約 28 万人の若年者に就労経験、職業訓練の機会を与えた。また、非自発的離職者にもエンプロイアビリティと所得を向上させるプログラムを実行している。

施策のもう 1 つの柱はセーフティネットの強化である。景気対策法では、失業保険や生活保護の給付額の引き上げや、適用範囲の拡大を行った。2009 年度に限り失業給付を一部非課税にする、また特定の求職者を新規採用した企業には連邦税を控除するなど、少ない財源を効率的に分配するべく緊急的な対応がとられている。

### ① 公共事業を通じた雇用創出

失業率の低下を図るために、道路や公共施設などの公共事業を増加させるなど積極的財政政策を強化している。2010 年末までに 15 万人の雇用創出などを目標として、高速道路や橋の建設・補修に、過去最大規模の 266 億ドルを投じる。既にメリーランド州など多くの地域で建設プロジェクトが開始し、レイオフした労働者を呼び戻した。

### ② グリーンニューディール

積極的雇用政策の目玉は、環境・エネルギー分

野への政策投資により“グリーンカラージョブ”と呼称する環境関連の雇用を生み出す「グリーンニューディール」を中心とした雇用創出である。石油資源の第三国への依存は、すなわち米国の産業と生活基盤をも依存している現状である。そこから脱却を図ろうというものだ。風力や太陽光などのクリーンな再生可能エネルギーの供給を今後 3 年間で倍増させる。エネルギーの国内シフトである。景気対策法の成立により、エネルギー省のプログラムやイニシアチブに対し、総額 168 億ドルの予算が割り当てられた。同法に基づく主な事業は図表 5 のとおりである。

図表 5 公共事業による雇用創出

エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅やビルや連邦政府施設の熱効率向上</li> <li>・スマートグリッドの整備（建設や整備に必要な最新技術を習得した送電網労働者を育成する職業訓練を含む）</li> <li>・風力、太陽光、地熱など再生エネルギー関連プロジェクト</li> <li>・次世代自動車用電池の研究開発</li> <li>・二酸化炭素を排出しない化石燃料の技術開発</li> </ul>
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や橋の建設および補修</li> <li>・公共交通機関の走行速度と収容力の向上や整備</li> <li>・空港への爆発物検知装置の導入</li> <li>・省庁における IT システムの近代化</li> <li>・廃水処理システムの改善</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校への近代的設備投資（科学室や PC ルームなど）</li> <li>・特殊教育などプログラム終了の危機に瀕する教育プログラムへの補助金</li> </ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療記録の電子化</li> <li>・地域医療センターの改築</li> <li>・医療従事者（医師、看護師、歯科医）の人材不足解消を目的とした訓練（奨学金、融資、補助金を含む）</li> </ul>
住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の補修および近代化</li> <li>・金融危機で中止された低所得者向け住宅建設プロジェクトの再開</li> </ul>
科学技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方や、公共施設（コミュニティカレッジや公立図書館など）におけるブロードバンドサービスの普及促進</li> <li>・雇用機会の拡充を目的とした研究機関</li> </ul>

出所：Recovery.gov より作成

### ③ 就業支援および職業訓練の拡充

2010 年末まで 350 万件の雇用を創出・維持す

る具体策として、医療やグリーンカラージョブなどの急成長業種における職業訓練<sup>4</sup>を実施する。

また、景気対策法の成立により、労働力投資法(WIA)に基づく就業支援および職業訓練制度への補正予算に総額 39 億 5,000 万ドルが投入された<sup>5</sup>。連邦労働省は、全米 600 カ所以上に設置されたワンストップキャリアセンターを通じたサービスの質を向上させるために、このうち約 35 億ドルを各州に割り当てる。早急な支援を必要とする低所得者や低技能者への対応強化と、若年者を対象とした夏季の雇用機会の創出に重点を置く。

成人向けプログラムの追加予算は約 5 億ドル。生活保護受給者やその他低所得者を対象とした訓練および重点的サービスに優先的に配分する。また、失業給付の受給要件を満たさない失業者が十分な職業訓練を受けられるよう、訓練期間中の所得補償を支給する。

若年者向けプログラムの追加予算は約 12 億ドル。就労体験、職業訓練リーダーシップ開発などのサービスがあるが、景気刺激策として、特に夏季の若年者向け雇用機会の創出に重点を置いた。

2009年5月から9月のプログラム参加者数は、合計 28 万 3,919 人<sup>6</sup>。他に、ジョブ・コアに 2 億 5,000 万ドル、ユースビルドに対し、約 5,000 万ドルの予算が配分された。約 180 のプログラムに助成金が支給されるが、これもグリーンカラージョブの職業訓練プログラムが優先される(図表 5)。

#### ④ エンプロイアビリティ関連

非自発的離職者向けプログラムには、約 14 億

5,000 万ドルが配分された。これには、自動車や繊維メーカーなどによる大規模な工場閉鎖や大量解雇など緊急事態が発生した州に助成金を交付する国家緊急補助金の予算約 2 億ドルも含まれる。

この予算をもとに、就業支援、職能レベルのアセスメント、キャリアカウンセリング、職業訓練といったサービスを強化する。5月から9月までの補助金受給者(訓練やサポートサービスを含む)は合計 3,349 人であった。

また、再生可能エネルギーや医療などを対象とした「急成長および先端業種における職業訓練・職業紹介向け助成金交付制度<sup>7</sup>」にも約 7 億 5,000 万ドル、輸出入など外国貿易の影響を受けた労働者の訓練にも 5 億 7,500 億ドルが充当された。

#### ⑤ 公共職業紹介の強化

雇用サービスプログラムに約 4 億ドルの予算を配分し、ワンストップキャリアセンターを通じた就業者および失業者向けの基本サービスを強化した。うち 2 億 5,000 万ドルは、失業給付の受給者向け再就職支援サービスに充当され、労働者プロファイリング・再就職支援サービス(WPRS)システムによって、失業給付を使い果たす確率が高い失業者を特定し、個人面談、グループカウンセリング、労働市場に関する情報、求人求職サイトの紹介、求人企業や徒弟制度の主権団体の紹介、職業訓練の紹介を行い、早期再就職を促す。2009年8月現在で、190 万 9,628 人が再就職支援サービスを利用した。

図表 5 景気対策法に基づく主な雇用関連施策の予算権限

(単位：100 万ドル)

施策名	2008 年	2009 年	景気対策法	2010 年 要求額
成人向け就業支援および訓練活動	849	861	500	861
非自発的離職者向け就業支援および訓練活動	1,323	1,341	1,450	1,413
若年者向け活動	924	924	1,200	924
急成長業種における職業訓練	0	0	750	0
ジョブ・コア	1,598	1,683	250	1,701
ユースビルド	58	70	50	114
高齢者地域サービス雇用	521	571	120	575
雇用サービス	723	724	400	724

※10 万ドル以下は切捨て

出所：“FY 2010 Congressional Budget Justification”，連邦労働省

2010年2月17日の大統領演説では、景気対策法の成立から1年が経過し、政府は一時的に景気が底上げされたと評価した。景気対策法の経済効果は年換算で前期比5.7%増であった2009年10-12月期の米実質経済成長率のうち、景気対策による押し上げ効果が最大で3%、1年間で200万人の雇用が創出されたとしている。景気対策法の財源を活用し、2010年末までに51の交通網高度化プロジェクトなどに15億ドルを投じる予定である。

## II-2. 英国の事例

英国では、1998年より開始された就業支援“ニューディール”プログラムを軸にバラエティに富んだ雇用施策を継続して展開し、雇用を創出してきた。この実績をもとに2008年10月に発表した失業者の再就職支援（3年間で1億5,800万ポンド）をはじめとして既存のプログラムを拡充している。英国が最も力を入れているのは「再就職」のための職業訓練やサポートで、緊急雇用対策では特に人員整理者の早期救済に力を入れている。

同一の雇用主のもとで2年以上就業し、余剰人員として解雇された者に支給される法定整理解雇手当の支給額の引き上げや「迅速対処サービス（Rapid Response Service）<sup>8</sup>」の拡充、また低技能の失業者のためのスキルアップ訓練も「トレイン・トゥ・ゲイン<sup>9</sup>（Train to Gain）」も拡充している。

2009年2月には、特に再就職が困難で付加的なサポートを必要とする求職者およそ6万6,000人を対象とした民間プロバイダーによる求職活動支援策が発表された。対象となるのは、失業したばかりの者や失業期間が6カ月以上の者。欧州社会基金による既存の就業支援プログラムの延長および新たなプログラムに7,900万ポンドが投入される。

ニューディールの特徴の1つとして挙げられるのは、民間会社の活用であるが、緊急雇用対策においても欧州基金が7,900万ポンドを投じて、既存のプログラムを拡充している。今では先進国の多くが行う

求職者へのきめ細かなパーソナルサービスは、ニューディールが基本的なモデルで官民が創り出したものである。ジョブセンタープラスでも2年間で13億ポンドを投じて、求職者がパーソナル・アドバイザーとの再就職のためのアクションプラン作成を充実化させるなど、就職に効果のあるサービスを向上させる。また、2009年10月より新たに「フレキシブル・ニューディール」を開始した。過去の成果を踏襲して、若年失業者、長期失業者、中高年者、ミュージシャンなど細分化されたプログラムを統合し、すべての求職者向けに作られた施策であり、今後も注視すべき内容である。

### ① 公共事業を通じた雇用創出

2009年中に、教育、交通、住宅部門を中心に400億ポンドを投じ、労働者のスキルの底上げや最高10万人の雇用創出を目指す。具体的には、校舎の修復、新たな鉄道の建設、病院関連プロジェクト、超高速ブロードバンドの普及、エコプロジェクト（電気自動車、風力・波力発電）の分野の雇用を増やす。「Building Colleges for the Future(未来のためのカレッジづくり)」では、大学校舎の改築プロジェクトにプログラムの2008/09年度予算に23億ポンドを投じ、労務作業員、建築士、測量士、エンジニアなどの雇用を1万人増やす。330校の約700のプロジェクトのうち、2009年1月現在250以上のプロジェクトが進行している。また、2億2,000万ポンドの予算が前倒しする。プログラムに参加する建設会社には養成訓練を設けることが義務付けられており、2008/09年度の養成訓練数は500人の見込みである。

### ② 就業支援策

#### a. トレイン・トゥ・ゲインの拡大

トレイン・トゥ・ゲインを人員整理対象者にも拡大する。職業訓練やサポートを提供することで、労働者のスキルアップを図り、ブランク期間なしに現職の分野または新たな分野の仕事に就けるようサポートする。労働者の新たなスキルの習得、資格の取得、現職とは異なる産業でのOJTの受講などを後押しする。

### b. 迅速対処サービスの拡充

迅速対処サービスを拡充し、大規模な人員整理だけでなく、小規模なものにも対応する。人員整理対象者の早期救済を目的に、既に予算を倍増している迅速対処サービスの予算をさらに倍増する。

これにより、小規模企業のリストラ（解雇者数が20名以上）もサービスの対象となった。2008年11月のサービス拡大以降、迅速対処サービスを利用した企業数は2009年3月18日までに1,000社を超えた。

### c. 長期失業者の就業支援強化

失業期間が6カ月以上に及ぶ失業者に対する支援策。2009年4月から2年間で総額5億ポンドを投じ、対象者を雇用する企業への報奨金や新たな職業訓練プログラムなどを提供する。具体的な支援は以下の通り。

- ・失業期間が6カ月以上の者を雇い入れて職業訓練を行う企業に対して、最高2,500ポンドを支給
- ・長期失業者のスキルアップや再就職を促進すべく、職業訓練を拡充
- ・再就職をサポートするボランティア活動の促進
- ・独立開業に関する助言と財政支援の提供

### d. 法定整理解雇手当の支払額の上限引き上げ

向こう2年間で、4,000万ポンドの予算を投じ、法定整理解雇手当（Statutory Redundancy Pay）<sup>10</sup>の週当たり支払額の上限を現行の350ポンドから380ポンドに引き上げる。

### e. 未来雇用基金の設立

新たに「未来雇用基金」を設立し、社会に役立つ分野の雇用を創出し、若年失業者や長期失業者25万人に対する就業支援も行う。

## ③ 職業訓練の拡充

政府は2009年1月に発表した白書“New Opportunities”で、豊かで公平な未来社会に向けて、現在の不況を乗り切るための施策を提示した。就業支援に関する施策は以下の通り。

- ・育児や介護で5年以上仕事をしていない人々に対して、最高500ポンドの職業訓練支援金を支給し、就業復帰を後押しするパイロットプログラムを実施する
- ・低所得家庭に対して、最高500ポンドの税控除（または還付）を行い、職業訓練の受講を促進するパイロットプログラムを実施する
- ・企業が自社で働く派遣労働者の訓練にトレーニング・トゥ・ゲインを利用することを奨励する
- ・年内に、全英に新たな養成訓練協会を複数設立し、2014/15年度までに最高1万5,000人分の養成訓練の場を設ける
- ・事業主主導の養成訓練団体「グループ・トレーニング・アソシエーション」を拡大し、養成訓練の受け入れの少ない中小企業や新卒者の採用の多いセクターに養成訓練の場を設ける
- ・公共セクターにおける養成訓練を増加する

英国では“ニューディール”にみるように求職活動と職業訓練を合わせて実施するプログラムが主体となっている。例えば若年向けには若年失業者向けニューディール、自立支援のためのコネクションズ、80以上の業職種で13万社以上の事業主が参加する見習い訓練を主体とした養成訓練などである。

2008年に成立した2008教育・技能法では、30年ぶりに義務教育年齢が引き上げられる。現在の16歳から2015年には18歳となり、義務教育年齢の若者はすべて教育もしくは職業訓練への参加が義務付けられる。具体的には2年間で14億ポンドの予算を投じ、2010年1月から12カ月以上の若年失業者に対して最低6カ月以上雇用、職業訓練、就業体験を強制的に提供する。これを拒否する場合は求職者手当が減額となる。

全体では、2009年1月に1億4,000万ポンドを投じ、2009/10年度に3万5,000人分の養成訓練の追加を発表した。政府支援の養成訓練は総計25万人分以上となる。翌月2月には、同年4月から、NHS（国民医療サービス）、教育、地方自治体などの公共セクターに約2万1,000人分の養成訓練を設けることが発表された。「Building Schools for the Future」プログラム（中等教育の学校の改築プロジェクト）に参加する建設会社や

地方自治体に対して、2009年6月から養成訓練を設けることを義務付け、最高1,000人分の養成訓練を創出する。高度な職業訓練分野においては、向こう2年間で8,300万ポンドを投入し、失業期間6カ月以上の失業者7万5,000人に対して、高度な職業訓練を提供し、再就職支援を行う。地域ごとに、LSC、ジョブセンタープラス、地域開発局、部門別技能評議会が協力し、求人市場の状況や雇用主の求めるスキルを特定し、雇用主のニーズに合った訓練を実施する。

#### ④ 公共職業紹介のサービス向上

2008年11月発表の2008年予算編成方針では、失業者の円滑な再就職支援に2年間で13億ポンドの追加予算を投じ、ジョブセンタープラスのサービスの向上や全国雇用パートナーシップ(National Employment Partnership: NEP)の実施等を通して、失業者の再就職支援をサポートするとした。また、2009年度予算案では、ジョブセンタープラスによる個人向けサービスやフレキシブル・ニューディールによる長期失業者へのサポート提供の拡充を目的に、労働・年金省に対して、向こう2年間で17億ポンドの追加予算措置を取ることが発表された。

##### a. ジョブセンタープラスのサービスの向上

- ・ 求職者手当新規申請手続きにかかる日数の短縮化
- ・ 履歴書作成・求職活動支援の強化、パーソナル・アドバイザーとともにアクションプランを作成する時間の拡大
- ・ 求職者に必要なスキルの特定
- ・ 職業訓練、保育、面接テクニック支援
- ・ 2009年にフロントラインスタッフを6,000人増員し、閉鎖予定だったジョブセンタープラスオフィスの存続を維持

##### b. 全国雇用パートナーシップの開始

政府と大手民間企業などが協力し、景気後退により増加した失業者対策に取り組む新たなイニシアチブ。参加企業は、採用プロセスの迅速化、ジョブセンタープラスを通じた人材募集の促進、トレイン・トゥ・ゲインを利用した職業訓練の強化

を図る。既に、大手スーパーのテスコやガス・電力会社のセントリカ、郵便事業会社のロイヤルメールなど20社がパートナーシップへの参加を表明している。

また、ブラウン首相が議長となり、参加企業のトップらと協議を行う。協議会では、人員整理対象者に対する政府の円滑な再就職支援を企業がどのようにサポートできるかということが議論される。参加企業はそれぞれの産業やサプライチェーンの代表として、できるだけ多くの企業が地域雇用パートナーシップに参加するよう働きかける(図表6)。

図表6 地域雇用パートナーシップ

#### <概要>

2007年4月に開始した就業支援プロジェクト。開始当初は3年間で、25万人の手当受給者に就業機会を与えることを目的としていたが、2年間でその目標を達成。2009年4月から規模が拡大され、2010年末までに合計75万人の就業支援を目指す。

#### <参加企業>

小売大手のアスタ、マークス&スペンサー、テスコをはじめ、およそ2万6,000の民間・公共セクターの事業主がジョブセンタープラスと提携し、長期の手当受給者への就業支援を行っている。

#### <パートナーシップの契約内容>

契約の内容には、以下のすべて、または、いくつかが含まれる。

- ・ 一定数(事業主が決定する)の地域の手当受給者に対して、2~4週間の就業体験を提供する
- ・ 助成金付き就業オプション、職場体験、就業体験を希望するニューディール参加者を目標数受け入れる
- ・ ジョブセンタープラス庁および学習技能評議会(LSC)と協力し、事業主のニーズに合った職業訓練を考案し、この訓練を修了した手当受給者に対して、面接または雇用を保証する
- ・ 手当受給者が働く心構えができるよう、自社従業員がボランティアで彼らのメンターとなることを奨励する
- ・ 応募要件や煩雑な手続きによって、地域の手当受給者が除外されることがないように、求人広告への応募方法を見直す

#### <運営>

ジョブセンタープラスは地区または地域ごとにパートナーシップの窓口担当者を配置する。窓口担当者はパートナー企業と協力し、各地域に適した対策を講じ、パートナー企業やLSCらとともに、職業訓練資金の調達先を探す。

出所：労働・年金省、2009年9月28日付プレスリリース





専門プロバイダー数は1つの地域で1~2団体が受託する。フェーズ1では、14地域において14の民間、公共、慈善団体<sup>11</sup>が受託する。最も多く受託するのは、民間の Action for Employment (A4e)社と Working Links 社で、それぞれ5つの地域を受託している。プロバイダーは、公共サービスの就業支援や職業訓練プログラムを専門に受託する企業や団体がほとんどであるが、従前のニューディールを受託していた団体だけではなく、新規に入札に加わった団体も入っており、中にはオーストラリアの人材サービスマネジメント会社やオランダの企業など他国の企業もある。受託内容には、各プロバイダー手法を生かした内容（ブラックボックス）も含まれており、外部や民間の知恵を生かしたプログラムが、以前の“ニューディール”を超えるものとなるか期待される。フレキシブル・ニューディールは、現在はフェーズ2の入札を終えた段階へと進んでおり、“ニューディール”は進化している。

### ⑤ 欧州基金を活用したプロジェクト

EU加盟国のパートナー組織と連携し、労働者の就業機会の拡大とスキルアップのために新たな手法を開発、試行、運営する地域的なプロジェクト。実施地域はイングランドのみ。

以下の6つのプロジェクトの中から、各地域の欧州社会基金委員会が最高3つまで（ロンドンでは4つまで）選択し、プロジェクトの運営には外部組織があたる。

- ・障害者やひとり親など、再就職が困難と思われる人々の就業支援
- ・既存の求人のスキル要件と労働者のスキルのマッチングに向けて、雇用主と協力する
- ・コンピュータースキルのトレーニングの提供
- ・高齢労働者を対象としたサポート
- ・「グリーンジョブ」に就くための職業訓練
- ・非営利団体の設立・運営のためのトレーニングの提供

プロジェクトは最高3年間実施され、1つのプロジェクトにつき、最高約100万ポンドまで支給される。総予算は2,700万ポンドで、欧州社会基金から拠出される。

### II-3. フランスの事例

フランスの緊急雇用対策は、新たな方向性を指し示している。週35時間労働制と逆行し、超過勤務を奨励するなど、国を再生させるための支援としては実に大胆な施策が掲げられた。2008年8月に政府が掲げた雇用労働政策目標は、労働の奨励（週35時間労働制の改革、超過勤務の奨励、有給休暇の買い取り）、再就職の奨励（ワーキングプアの所得改善や就業意欲の向上）、失業者向けの個別支援（公共職業安定所の改革）などである。特徴として、労働者への意識改革から着手していることが挙げられるが、これは2008年7月に可決した「求職者の義務と権利に関する法律」が顕著である。公共職業安定所から紹介された就職先企業は正当な理由なく2回以上断ることができない。公共職業安定所の手厚い支援との引き換えに、求職者への強い義務を課している。手厚い社会保護だけでなく両翼を備えた施策へと方向転換された。

緊急雇用対策では、これらを踏まえて失業に留まらない施策を打ち出している。職業訓練や失業手当のヴァリエーションの多さは他の国にはないものとなった。景気対策には650億ユーロを投じ、中小企業向けの支援や法人税の緩和策など事業主への投資を通じた解雇回避策が行われている。

#### ① 解雇回避のための支援策

##### a. 一時帰休制度の拡充

企業による人員整理を回避するために一時帰休制度を拡張し、やむなく解雇された者に対する職業支援制度を増設するため、5億ユーロを投入する。2009年1月より、一時帰休の対象企業の助成金を拡充し、一時帰休の対象者に支給する一時帰休手当の最低額を現行の賃金の50%から60%へと増額する。

##### b. 職業移行契約（CTP）の拡大

特定の職業分野において、従業員数1,000人未満の企業から、経済的な理由により解雇された者に対して賃金80%を最長12カ月間支給する。こ

の契約の対象者は個別就職支援や職業訓練が義務付けられている。また、再就職先での報酬が減少した者には補償金を支給する。

2008年9月末までのCTP締結者数は1,000人以上で、職業移行契約の適用は「問題のある雇用地域」の7地域に限られていた。今後は18地域に増設し、合計25地域まで拡大する。

**c. 社会保険料の雇用主負担ゼロ制度**

7億ユーロを投じ、2009年の1年間に限り「社会保険料の雇用主負担ゼロ制度」を導入し、従業員数10人未満の企業の新規採用を支援する。採用後に、社会保険料の雇用主負担分を全額還付する。企業へ還付額は、最高で最低賃金の1.6倍、最低でも月額180ユーロとする。

**② 就職困難者向け雇用援助契約の拡大**

フランスには、再就職促進のため、若年者や低スキルの者向けを中心に職業訓練と雇用を組み合

わせたさまざまな支援契約制度がある(図表9)。

政府は、2億5,000万ユーロの追加予算を投入し、2009年に30万件の雇用援助契約を導入する。

**③ 公共職業紹介業務の一部を民間に委託**

公共職業安定所(ANPE)と失業保険制度の運営を行う全国商工業雇用連合(UNEDIC)を統合したPole emploi(雇用局)の設置が遅れており、2009年7月の段階で全国950カ所の開所予定は200カ所であった。職員も大規模増員したが、経済不況により失業者が殺到して追いつかず、職員がストライキを行うなど機能不全に陥った。これに対応するため、公共職業安定所は失業給付の交付業務に集中し、2009年9月から民間の人材派遣会社31社に就職支援活動を委託した。委託されたのは、就職困難者17万人および人員整理による解雇者15万人への再就職支援、職業能力と適性評価などである。

**図表9 主な雇用援助契約**

<b>交互訓練契約(Contrat en alternance)</b>
見習い訓練契約(Contrat d'apprentissage)
熟練契約(Contrat de professionnalisation)
<b>商業セクターにおける雇用援助契約</b>
企業における若年者契約(Contrat jeunes en entreprise, CJE / SEJE)
雇用主導契約(Contrat initiative emploi, CIE)
就労最低所得保障参入契約(Contrat insertion revenu minimum d'activité, CI-RMA)
<b>非商業セクターにおける雇用援助契約</b>
雇用支援契約(Contrat d'accompagnement dans l'emploi, CAE)
将来契約(Contrat d'avenir, CAV)
資格をもたない若年者向け公務員就職支援制度(PACTE)

出所：フランス各省庁ポータルサイトより作成 2009.11

#### ④ 職業訓練・見習い訓練支援策

緊急雇用対策では、主に低スキルで不安定雇用  
に就いている労働者向けに向上訓練枠を 50 万人  
分増やす。訓練を実施する事業主には職業訓練費  
を支給、受講者には訓練を受講するための職業訓  
練個人休暇（CIF）と手当が支給される。

また、公共職業安定所では求人募集要件に満  
たない求職者向けの短期の訓練枠を 20 万人分増  
やす。公共職安が一次選考、企業が二次選考を実  
施し不足しているスキルを特定し、それに適した  
訓練を受講する。訓練プログラムが多彩だが、特  
徴的な交互訓練、またインターンシップを通じた  
正社員化への支援を紹介する。

##### a.交互訓練の拡充

若年者については、2010 年 6 月までの 1 年間  
で実務と座学によるデュアルシステムの“見習い  
訓練制度”を強化し、32 万人の採用を目標値とす  
る。2008 年の実績は 25 万 8,000 件で、不況によ  
り見習い生を受け入れる企業が減少していた。政  
府は見習い訓練制度を利用する企業に対して社会  
保険料の企業負担をなくす、従業員数 50 人未満  
の企業が新規採用する際に助成金を支給するなど  
採用しやすい環境を整える。

同様に採用後の定着率が高く就職支援として効  
果の高い“熟練契約”についても 17 万件の採用を  
目標値とし、特定の職種に就くために必要な資格  
やノウハウの習得をさせる。26 歳未満の若年者を  
熟練契約で採用する企業に対して特別助成金  
1,000 ユーロを支給する。さらに低学歴者を受け  
入れる場合は金額を倍額とする。

##### b.正社員化への支援

2009 年 4 月 24 日から 9 月末までに、インター  
ンシップ生 5 万人の無期限雇用契約の採用を目指  
す。毎年 220 万人の若年者がインターンシップ生  
になるが、その殆どが短期契約である。昨今、大  
学におけるインターンシップ制度の導入は拡大傾  
向にあるが、その一方で、インターンシップ終了

後も不安定な学生も増加している。政府は、イン  
ターンシップ生を無期限雇用契約で採用する企業  
に対し、3,000 ユーロの特別助成金を支給する。  
半額は採用時に、残りの半額は 6 カ月後に支給す  
る。同施策の支出額は 1 億 5,000 万ユーロ。

#### II-4. 欧州の取り組み

これまで、米・英・フランスの「緊急雇用対策」  
を中心に取上げたが、次に、EU 全体の施策を付  
記しておく。

欧州委員会雇用総局欧州雇用戦略 CSR・地域開  
発担当のレナート・ジャンセンス氏によると、欧州  
27 カ国の 2008 年から 2009 年の失業率の変化をみ  
ると、過去 1 年で大きく影響を受けているのはスペ  
イン、アイルランド、バルト 3 国であり、影響が少  
ないのは、ドイツ、ルーマニア、オランダ、ベルギ  
ーであるという。欧州における施策は主に 4 つで分  
類される。

1 つめは賃金以外の諸経費、社会保障費などの削  
減で、27 カ国が実施しているものである。

2 つめは、既存の雇用維持策で、代表的なものは  
労働時間の短縮であり、欧州では浸透している。時  
短で減少した賃金は政府の助成金で補てんする。

3 つめは、インフラへの投資。

4 つめは付加価値税の軽減によって消費を喚起す  
ることである。各施策の主な対象は、低所得者や非  
典型雇用者、エントリーレベルの労働者であり、所  
得向上のための税制優遇や職業訓練も実施している。

国別に労働市場政策の特徴をみると、デンマーク、  
フィンランドでは職業紹介所の機能強化、スペイン、  
フィンランドでは求職者に対してのガイダンスを増  
加。ブルガリア、チェコでは失業給付の期間短縮に  
より労働市場への復帰を促す。イタリアでは求職者  
が求職活動に非協力的な場合に、失業給付の減額や  
サービスの停止などの制裁措置をとるなど、国の特  
性に合わせたさまざまな措置がとられているようだ。

また、欧州では「相互活動計画＝経験を互いに学  
び合う」という方法をとっているのが特徴であろう。

欧州全体をみると、欧州社会基金を積極的に活用

している。200 億ユーロのうち、グローバル化調整基金として 5 億ユーロが配分されているが、一番早く適用したのは、最も打撃を受けた自動車産業・ボルボ社である。同社が 500 人の従業員を解雇した際に、新しい仕事を探す際の求職活動費用として、1,500 万ユーロを支援した。同基金は、翌年の 2009 年には、ノキア、デル、大手建設会社がその適用を受けている。

一方、経営サイドはこの経済不況をどうみているのか。欧州レベルの経営者団体中央組織で 34 カ国 40 団体が加盟するビジネス・ヨーロッパの社会問題局長スティーブン・ダエスリール氏は、欧州各国のばらつきは労働市場の規制と密接な関わりがあると指摘している。スペインでは有期雇用で短期労働者を調整弁とし、ドイツやベルギーでは、雇用契約を保持しつつ、職場単位や短期でも申請できる柔軟な時短措置をとっている。景気の復興後にすぐに元に戻れるよう熟練者を手放さない。これは前回の不況時の教訓から学んだ施策であるという。

また、欧州レベルでは「フレキシキュリティ」の方向性を打ち出している。当然ながら経営側はフレキシビリティに力を入れ、労働側はセキュリティに力を入れているが、互いに歩みよることでバランスのとれた労働市場をつくり出すことが可能となる。

柔軟性の高い労働市場が整備されたとき、それに対応できる高い技能が必要とされるため、人材への投資、高度な職業訓練が重要視される。個人・企業・政府それぞれがレベルアップを図る必要があるとしている。

ドイツ経営者同盟で労働市場を担当する Dr. ドーマス・グンサー氏も、ドイツとスペインの政策の違いは時短労働であると指摘する。ドイツの失業者は約 330 万人だが、時短労働により 110 万人の失業防止効果があったという。国が 24 カ月間、減少した労働時間分の賃金を 60~67%まで保障する。言い換えると、経営者は 24 カ月間景気が回復するのを待てる施策である。ドイツの時短制度は 84 年前から存在するが、緊急的対応として、①6 カ月から段階的に 24 カ月へと期間を延長、②手続き・審査の簡素化、③職場単位で労働時間 10%削減から適用、④期間の柔

軟化(すぐに元に戻せる)⑤熟練者を手放さない(景気回復時に対応)など、企業が利用しやすい仕組みへとシフトした。目先の短期施策ではなく、今回はあくまでも緊急的措置であることを念頭に置き、景気が回復した際に、ロスなくすぐに「戻す」ことができるよう準備を怠らない。先を見据えておくことが重要だとしている。

一方、時短労働の間に職業訓練を実施する場合、訓練費と社会保障費は国が負担する仕組みもあるが、訓練の参加者は 2 万 5,000 人と少ない。緊急雇用対策時の時短の場合、毎週労働時間が変化するような状況下であり、労働者が職業訓練コースに参加しにくいためである。

経済不況の影響が少ないといわれるドイツでも日本と同じように新政権が誕生し、構造改革の最中であるが、基本的には、社会保険、社会保障、生活保護の 3 つの社会保障制度の強い基盤、豊富な財源が国を支えていることが日本とは異なる。

### III. 考察

ここまで、米国、英国、フランスが経済危機の 1 年間にどのような雇用政策を発動してきたか、その積極的労働施策の事例をみてきた。緊急雇用対策は急激な失業者増に対して、既存の雇用政策に「何を付加したか」ということである。社会経済的背景が異なることから、欧米の施策をそのまま日本に適用するには慎重な検討が必要である。しかし、日本では過去の雇用施策の効果検証がほとんどされていないということもあり、限りある追加予算を過去に雇用創出効果のあった施策に投入するという面では、先行きの見えない日本にとって、欧米の事例は参考となるであろう。

3 カ国の傾向としてみてきたものは何か。日本への示唆を加え、数点述べたい。1 つは、官主導によるグリーンニューディール、グリーンジョブにシフトした雇用の創出である。公共投資から職業訓練に至るまで環境関連や医療に集中的に行っている。これは前回のリセッションより顕著である。衰退業種ではなく、将来性のある業種や人材不

足が予測される業種に限りある財源を集中している。日本においても、環境関連に加えて、人材不足が予測される医療関連職などへの誘導策を含めシフトチェンジが必要となるであろう。

2 つめは、政策のフレキシブル化である。例えば、英国の事例にみるように、受託者が新しいアイデアを加えるための“余地を残した施策”が参考になる。型にはまったシナリオ通りのプログラムを提供するのではなく、受託者が雇用主に適した人材をオリジナルの教育訓練で作りに上げる。多様性に対応するために何かを発想させるための余地、ブラックボックスを持つことは大切である。雇用は生き物であり経済の変化や雇用主、労働者の状況にあった生き残る施策が必要となる。助成金に申請においても、ドイツなどでは、申請内容をフレキシブルに変えられる。企業の業務量の変動に合わせて申請期間を即時に変更できる、事業所内のグループ単位まで細分化して申請できるなどきめ細かな対応をとっている。

日本においても細部にわたってどのようなニーズが生じているのかを把握する必要があるだろう。

3 つめは、求職者の立場に立った包括的な施策である。フランスの事例にみる職業訓練は、事業主への助成、求職者の不足している能力スキルの見極め、訓練に必要な休暇、休暇中の手当までがセットとなっている。見習い訓練の場合も座学を担当する学校と職場との連携や、職場での均等待遇に配慮した制度適用などがある。訓練プログラム1つにしても包括的に見る目が必要とされるだろう。

4 つめは、見習いやインターンシップの活用である。解雇が認められていない国では、特にインターンなどを充実化させることで、試用中に企業との相性や職業との適性を見ることが企業や従業員双方にとって大切な仕組みとなっている。日本におけるインターンシップは極めて短期であり、会社見学程度の内容しか実施しておらず、欧米のそれとは仕組みが異なる。また、青田買いを意識して採用とインターンは別という仕組みで、あくまでもお客様に留めているくらいがあり、人材育成にはほとんどつながっていない。また、企業側が負担なく見習いを受け入れ、評価する仕組みが実行できておらず、検討の

余地があるだろう。

5 つめは公共職業紹介所の民間委託の仕組みの妙である。英国やフランスの事例では、官民が互いに得意分野を生かす補完状態にあり、急激な失業者増にも対応している。イタリアでも新たに就業困難者の就業支援を派遣会社に委託した。日本においては官の作法の上での一部の民間委託にすぎないため民間本来の力が発揮しにくい仕組みであり、他国と逆行している。

6 つめは、政策や予算の透明性である。米国の [Recovery.com](http://Recovery.com) や他国の公的機関のウェブサイトには予算をはじめ、各プログラムの制度や進捗状況、入札の状況などが分かりやすく整理され公開されている。日本ではその部分においては、悪い意味でブラックボックス化している。まず、雇用に関する予算を精査すること、次に費用対効果の高い施策は何か、国民に分かりやすく示すことが重要である。

#### IV. おわりに

「緊急雇用対策」は、各国とも現在も続いている。追加対策を打ち出す国や、米国でも失業給付の一部期間を延長するなど、日々変化に対応している。ここで取り上げた施策は、まだ結果が出ていない施策も多いが、欧米の取り組みにもあるように、各国の経験を互いに学び合うことが大切であり、今後も注視していきたい。欧米の雇用危機への対策は、次の段階に移りつつあるが、日本の雇用は未だ不透明なままである。

#### 注

<sup>1</sup> Brad DeLong によると、失業率が10%を上回る状況は、オバマ政権が打ち出した5つの政策①追加的財政支出、②財務状況が極めて脆弱に見えた銀行に対する資本増強、③リスクの対応度の低い民間部門が保有するリスク資産を減らすことを目的とした、財務省など政府機関による資産の投入、④極めて低水準のフェデラル・ファンド金利を維持することによる金融緩和の継続、⑤FRBによる市場介入政策の拡大のうち、成功を収めたのは半分程度としている。(2010.2.20 東洋経済)

<sup>2</sup> 景気対策法「米国再生・再投資法 (American Recovery and Reinvestment Act)」＝通称リカバリー法

<sup>3</sup> “The Economic Impact of the American Recovery and Reinvestment Act of 2009: First Quarterly Report”, 米大統領経

済諮問委員会，2009年

<sup>4</sup> 2009年6月24日，政府は「グリーンジョブ」における就業準備を促進するため，景気対策法に基づき，総額5億ドルの助成金を支給するイニシアチブを発表した。同イニシアチブは5種類の助成金制度によって構成される。5種類のうち4種類は，再生可能エネルギーや省エネ関連の雇用に就くための職業訓練および労働者と求人とのマッチングを行うプログラムに助成金を支給する制度で，現在の景気後退期に解雇された労働者が「米国の外国からのエネルギー輸入への依存の軽減」につながる領域で職を見つけられるよう支援することを目的とする。

#### a. Pathways Out of Poverty Grants

失業者，高校中退者，犯罪歴がある者，貧困地域に住む経済的に恵まれない者に職業訓練および職業紹介サービスを提供する①複数の地域で地域団体とのネットワークを築く全国規模の民間NPOや，②地域の公共機関（コミュニティカレッジや労働力投資委員会など）に，総額約1億5,000万ドルの助成金を支給する制度。職業訓練は，「グリーンジョブ法」に記された省エネおよび再生エネルギー関連業種，または地域で雇創出されていることを証明できるその他成長産業の中の環境関連職種を対象としたものでなければならない。対象分野は，熱効率の高い建物の建設および改修，再生エネルギー電力，省エネ自動車，バイオ燃料，住宅・商業・工業セクター向けエネルギー効率の測定，環境に優しい手法および原料を使った商品の製造。

#### b. Energy Training Partnership Grants

失業者，国の環境およびエネルギー政策の転換による影響を受けた労働者，または技能向上訓練を必要とする者に対し，省エネおよび再生エネルギーの分野における職業訓練および職業紹介サービスを提供する20～30のプロジェクトに，総額約1億ドルの助成金を支給する制度。うち約2,500万ドルは，自動車産業の衰退の影響を受けた地域を対象とするプロジェクトに支給される。支給対象は，①地域の非営利団体とネットワークを築く全米規模の労務管理機関，または②労働組合，事業主団体，業界団体，労働力投資委員会，ワンストップキャリアセンターと提携を結ぶ州および地域規模の非営利団体。訓練には，有給の就労体験，OJT，登録養成訓練なども含まれる。

#### c. State Energy Sector Partnership and Training Grants

州労働力投資委員会に総額約1億9,000万ドルの助成金を支給し，グリーン経済の構築における州の重要な役割を強調する。州労働力投資委員会は，労働力開発全般における州知事のビジョンと目標，そして州の省エネおよび再生エネルギー産業に対する具体的な政策を分析し，産業のニーズに即した職業訓練を提供するための包括的な戦略計画を策定する。州の労働力開発機関，地域労働力投資委員会，ワンストップキャリアセンター，雇用主，労働組合と提携を結び，計画の指揮と技術援助を行う。訓練活動は，対象分野で求められるスキルやコンピテンシーの習得（学位や資格の習得も含む）につながり，訓練参加者の長期的なキャリア開発を促進するものでなければならない。

#### d. Green Capacity Building Grants

特定の層を対象とした環境関連の職業訓練を強化するため，連邦労働省の各雇用施策（ユースビルド，高齢者地域サービス雇用，全米農業労働者職業訓練プログラム，Women in Apprenticeship and Non-Traditional Occupations，Young Offender Grants など）において現在助成金を支給している団体に，総額約500万ドルの助成金を追加支給する。対象活動には，カリキュラムや教材やコンピテンシーモデルの開発・改訂，教員数や訓練受講者数の増加などが含まれる。訓練対象者は，失業者，国の環境およびエネルギー政策の方向転換による影響を受けている労働者，環境関連の技能向上訓練を必要とする者，経済的自立のために職を必要とする若年者，犯罪歴がある者，退役軍人が優先される。

<sup>5</sup> 景気対策法の下に支給された予算は2011年6月30日までに支出することが義務付けられている。

<sup>6</sup> “AARA 2009 – Monthly Participant Reports as of August 2009”，ETA，2009年9月30日

<sup>7</sup> Program Of Competitive Grants For Worker Training And Placement In High Growth And Emerging Industry Sectors

<sup>8</sup> 大規模な人員整理時の解雇者に対する，ジョブセンタープラス庁

による特別支援サービス。

<sup>9</sup> 2006年からイングランドで実施されている政府の職業訓練支援プログラム。低技能労働者のスキルアップのための訓練を提供する雇用主に対して，助言や費用の補助などを行う。

<sup>10</sup> 同一の雇用主のもとで2年以上就業しており，余剰人員解雇の対象となった者に対して支給される手当。支給額は，対象者の賃金，年齢，在職期間によって異なる。なお，算出に用いる在職期間の上限は20年。

<sup>11</sup> フェーズ1を受託した14のプロバイダーは，A4e，Seetec，Calder Holdings BV，Dudley Metropolitan Borough Council，Max Employment UK Ltd，Mentor Employment & Skills，Pertemps People Development Group，Remploy，Serco，Skills Training UK Ltd，The Wise Group，TNG，Work Directions，Working Links。

## 参考文献

- ホワイトハウス，2009，[www.whitehouse.gov](http://www.whitehouse.gov)  
 リカバリー法政府サイト，2009，[Recovery.gov](http://Recovery.gov)  
 労働省，2009，[www.dol.gov](http://www.dol.gov)  
 運輸省，2009，[www.dot.gov](http://www.dot.gov)  
 エネルギー省，2009，[www.energy.gov](http://www.energy.gov)  
 農務省，2009，[www.usda.gov](http://www.usda.gov)  
 保健福祉省児童・家庭局，2009，[www.acf.hhs.gov](http://www.acf.hhs.gov)  
 社会保障庁，2009，[www.ssa.gov](http://www.ssa.gov)  
 ワシントン州雇用保障局，2009，[www.esd.wa.gov](http://www.esd.wa.gov)  
 ニューヨーク州労働局，2009，[www.labor.state.ny.us](http://www.labor.state.ny.us)  
 ニューヨーク州若年・地域開発局，2009，  
[www.nyc.gov/html/dycd/html/home/home.shtml](http://www.nyc.gov/html/dycd/html/home/home.shtml)  
 ミシガン州エネルギー・労働・経済成長局，2009，  
[www.michigan.gov/dleg](http://www.michigan.gov/dleg)  
 フロリダ州労働力改革局，2009，[www.floridajobs.org](http://www.floridajobs.org)  
 ジョブ・コア，2009，<http://jobcorps.gov>  
 下院歳出委員会，2009，<http://appropriations.house.gov>  
 The Workforce Alliance，2009，[www.workforcealliance.org](http://www.workforcealliance.org)  
 National Association of State Workforce Agencies，2009，  
[www.workforceatm.org](http://www.workforceatm.org)  
 National Employment Law Project，2009，[www.nelp.org](http://www.nelp.org)  
 ペンシルバニア州リーハイバレーワンストップキャリアセンター，  
 2009，[www.careerlinklehighvalley.org](http://www.careerlinklehighvalley.org)  
 労働・年金省，2009，[www.dwp.gov.uk/](http://www.dwp.gov.uk/)  
 ビジネス・イノベーション・技能省，2009，[www.dius.gov.uk/](http://www.dius.gov.uk/)  
 財務省，2009，[www.hm-treasury.gov.uk/](http://www.hm-treasury.gov.uk/)  
 英国議会，2009，[www.parliament.uk/index.cfm](http://www.parliament.uk/index.cfm)  
 Number10.gov.uk，2009，[www.number10.gov.uk/](http://www.number10.gov.uk/)  
 欧州連合，2009，[www.un.org/en/](http://www.un.org/en/)  
 ジョブセンタープラス庁，2009，[www.jobcentreplus.gov.uk/](http://www.jobcentreplus.gov.uk/)  
 Train to Gain，2009，[www.traintogain.gov.uk/](http://www.traintogain.gov.uk/)  
 Directgov，2009，<http://ukonline.direct.gov.uk/en/index.htm>  
 Flexible New Deal，2009，  
<http://www.berr.gov.uk/employment/workandfamilies/flexible-working/index.html>  
 内閣府，2009，[www.gouvernement.fr](http://www.gouvernement.fr)  
 労働・社会関係・家族・連帯・都市省，2009，  
[www.travail-solidarite.gouv.fr](http://www.travail-solidarite.gouv.fr)  
 労働・社会関係・家族・連帯・都市省調査統計局，2009，  
<http://travail-solidarite.gouv.fr>  
 経済・産業・労働省，2009，[www.minefe.gouv.fr](http://www.minefe.gouv.fr)  
 予算・公会計・公職省，2009，[www.budget.gouv.fr](http://www.budget.gouv.fr)  
 フランス各省庁ポータルサイト，2009，[www.service-public.fr](http://www.service-public.fr)  
 国立統計経済研究所，2009，[www.insee.fr](http://www.insee.fr)  
 公共職業安定所・統計調査局 Unistatistis，2009，  
<http://info.assedic.fr/unistatistis/>